1870	170040xxxxxxxx	気分[感情]障害				8	20	51	2,305	1,804	1,533
1871	180010x0xxx0xx	敗血症（1歳以上）			なし	8	16	36	3,006	2,222	1,889
1872	180010x0xxx1xx	敗血症（1歳以上）			1あり	11	22	51	4,679	3,015	2,563
1873	180010x0xxx2xx	敗血症（1歳以上）			2あり	16	37	89	4,152	3,198	2,718
1874	180010x0xxx3xx	敗血症（1歳以上）			3あり	16	37	90	9,262	6,236	5,301
1875	180010x1xxx0xx	敗血症（1歳未満）			なし	4	7	12	2,402	1,893	1,704
1876	180020xxxxxxxx	性感染症				5	9	18	2,853	2,016	1,714
1877	180035xxxxxxxx	その他の真菌感染症				13	33	81	4,451	3,493	2,969
1878	180050xx99xxxx	その他の悪性腫瘍			なし	5	15	39	3,236	2,603	2,213
1879	180050xx97xxxx	その他の悪性腫瘍			あり	8	19	51	2,760	2,138	1,817
1880	180060xx99xxxx	その他の新生物			なし	2	6	18	3,161	2,542	2,161
1881	180060xx97xxxx	その他の新生物			あり	3	7	16	2,560	1,975	1,679

12　4に規定する病院、5に規定する病院及び6に規定する病院の医療機関別係数は、病院ごとに別に厚生労働大臣が定める調整係数と、病院ごとに別に厚生労働大臣が定める機能評価係数とを合算して得た係数とする。

○厚生労働省告示第九十六号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第六号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十年厚生労働省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月十九日

厚生労働大臣　長妻　昭

本則を次のように改める。

一　次に掲げる診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表に規定する処置又は手術を受ける患者

イ　Ｊ００３　局所陰圧閉鎖処置（１日につき）

ロ　Ｊ０２７　高気圧酸素治療（１日につき）（壊死性筋膜炎、壊疽性筋膜炎、コンパートメント症候群又は圧挫創症候群の患者に係るものに限る。）

ハ　Ｊ０４１―２　血球成分除去療法（１日につき）（潰瘍性大腸炎の患者に係るものに限る。）

ニ　Ｊ０４５―２　一酸化窒素吸入療法

ホ　Ｋ４０３―２　嚥下機能手術

ヘ　Ｋ５１０―２　光線力学療法　２　その他のもの

ト　Ｋ５２２―３　食道空置バイパス作成術

チ　Ｋ５６７―２　経皮的大動脈形成術

リ　Ｋ５７０―３　経皮的肺動脈形成術

ヌ　Ｋ５９２―２　肺動脈血栓内膜摘除術

ル　Ｋ５９７―３　埋込型心電図記録計移植術

ヲ　Ｋ５９７―４　埋込型心電図記録計摘出術

ワ　Ｋ６１５―２　経皮的大動脈遮断術

カ　Ｋ６１６―３　経皮的胸部血管拡張術（先天性心疾患術後に限る。）

ヨ　Ｋ６３６―２　ダメージコントロール手術

タ　Ｋ６５１　内視鏡的胃、十二指腸ステント留置術

レ　Ｋ７９４―２　経尿道的尿管瘤切除術

ソ　Ｋ８００―３　膀胱水圧拡張術

ツ　Ｋ８１２―２　排泄腔外反症手術

二　次に掲げる薬剤を投与される患者

イ　乾燥スルホ化人免疫グロブリン（チャーグ・ストラウス症候群又はアレルギー性肉芽腫性血管炎による神経障害（ステロイド剤の投与による効果が不十分な場合に限る。）の改善のために投与するものに限る。）

ロ　アダリムマブ（遺伝子組換え）（既存の治療法では効果が不十分な尋常性乾癬又は関節症性乾癬の患者に投与するものに限る。）

ハ　インフリキシマブ（遺伝子組換え）（既存の治療法では効果が不十分な尋常性乾癬、関節症性乾癬、膿疱性乾癬又は乾癬性紅皮症の患者に投与するものに限る。）

ニ　ゲムシタビン塩酸塩（切除不能又は再発の乳がんの患者に投与するものに限る。）

○厚生労働省告示第九十七号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表11の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月十九日

厚生労働大臣　長妻　昭

表を次のように改める。